

## 高津区役所庁内子ども・子育て支援推進会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、高津区役所における各課の子ども・子育て支援策について、連携・推進することを目的とし、高津区役所庁内子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (検討・推進事項)

第2条 推進会議は、次の事項を検討し、推進する。

- (1) 子ども・子育て支援に関すること
- (2) 「高津区子ども総合支援基本方針」実行計画の作成、またそれに伴う調整及び進捗状況に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に定める所属の課長級等の職員をもって構成する。

- 2 推進会議の代表は、高津区役所こども支援室長をもって充てる。
- 3 事務局は高津区役所こども支援室に置く。

### (会議)

第4条 推進会議は、必要に応じ高津区役所こども支援室長が召集し、開催する。

### (作業部会)

第5条 推進会議の下部組織として必要な作業を行うため、作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、推進会議を構成する所属の係長級等をもって構成する。
- 3 作業部会は、必要に応じ高津区役所こども支援室長が召集し、開催する。
- 4 作業部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選とする。

### (その他)

第6条 推進会議の運営、その他この要綱に定めるもののほか、必要な事項は高津区役所こども支援室長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

総務課
企画課
危機管理担当
地域振興課
区民課
地域保健福祉課
児童家庭課
高齢・障害課
保護課
衛生課
生涯学習支援課（高津市民館・橋分館）
保険年金課

橘出張所
道路公園センター
こども支援室